

「 J N T D X C L U B 」 会 則

1992. 5. 1 施行

1995. 1. 1 変更

2002. 2. 2 変更

(名 称)

第 1 条 本会は「JNT DX CLUB」と称する。
「JNT DX CLUB」とは、Japan Northern Tochigi DX Club の略称である。

(目 的)

第 2 条 本会は、アマチュア無線によって海外との交信 (DX) を楽しむ者の集まりであり、相互協力・情報交換・国際支援を目的とする。

(事 務 局)

第 3 条 本会の事務局は会員から選出された役員 (理事) の自宅に置く。

(商 標)

第 4 条 下記のことを、本会のクラブロゴとし会員は印刷物等に自由に使用できる。



(入会資格)

第 5 条 本会は栃木県を拠点とするクラブである事を考慮して、入会資格は以下の条件とする。

1. アマチュア無線の免許を有する者、または、これから免許を取得しようとする者。
2. 海外との交信 (DX) に興味が有る者。
3. 栃木県内に在住、または在住していた者。

(入会期間)

第 6 条 1月1日から12月31日までを入会期間とし、毎年1月に自動継続される。ただし、本人から脱退と申し出があった場合は、その時点で脱退できる。また、本会に不利益をもたらした者に対し、役員会は除名を勧告できる。入会期間、会員には会員番号 (メンバーナンバー) が交付される。

(会 費)

第 7 条 本会の運営のために、会員から年会費 (1月~12月) を徴収する。金額は年間2,000円とする。年の途中で入会した場合も、初年の会費は同額とする。

(組 織)

第 8 条 本会は下記のような組織構成とする。
役員は会員の中から選出する。任期は2年間とし留任をさまたげない。
また、必要に応じて各プロジェクトリーダーを役員会は任命することができる。

総 会	---	役員会	---	会 員
		会長	1名	
		副会長	1名	
		会計	1名	

理事 2名
会計監査 2名

(決議)

第 10 条 本会でを行う総ての議事は、出席者の過半数の賛成によって決する。

(活動)

第 11 条 本会の活動として以下の事項を定める。

1. 情報交換ネットの組織
2. 定期ミーティングの開催
3. 定期会報の発行
4. 内外各DX活動への資金・物資援助
5. DX-P e d i の企画・実行
6. その他

(覚書)

本会の前身は1980年2月、栃木県北部のDX愛好家が親睦のために集まった会である。DX情報交換オンエアミーティング「JNT DX NET」として、組織・会則を持たない自由なグループとして活動してきた。メンバーの増加に際し、会則を制定し、より一層の発展を目指すものとする。